

研究開発資産Q&A

(2023年06月)

	質 問	回 答
<2-1資産登録>		
1	登録が必要な資産は「取得価額50万円以上」ということでよいのか。	「取得価額50万円以上(消費税込み)、かつ、使用可能期間(耐用年数)が1年以上の資産」がNEDO帰属となり、登録が必要です*。 ※ 業務委託契約約款 第20条 第1項
2	資産の登録は消費税込みの価額で登録するのか。	課税事業者の場合、取得した価額に消費税を含めて消費税込みの価額で登録して下さい。海外調達品は現地付加価値税(VAT)や輸送費等の諸掛りも含めた合計価額に消費税を乗せたものを取得価額とします。自社製作品の労務費も消費税を乗せた価額を取得価額として計算します。 海外設置資産の場合は、海外で課税されたVATを含む消費税抜き額に消費税を乗せた金額を取得価額としてください。日本から海外に送付して設置した資産も、取得価額は「税抜き本体価額+輸送費等の諸費用+VAT」に消費税を乗せた金額となります。 委託先が消費税免税事業者である場合、委託先が当該資産を取得する際に消費税を負担していない場合には、取得価額に消費税を含める必要はありません。 個別事項についてはご相談ください。 ※2022年3月22日にPMSのシステム改修がリリースされ、新規資産登録の入力時、取得価額欄には「税抜価額」を入力して、NEDOでのシステム登録時に自動計算により税込取得価額を登録するように変更されました。
3	企業に所有権が帰属する取得価額50万円未満等の資産や消耗品は自由に使ってよいのか。	委託業務に使用するために取得したものであるため、委託事業実施中、他の業務に使用(目的外使用)することは出来ません* ¹ 。なお、登録の有無にかかわらず善良な管理者の注意をもって管理* ² していただく必要があります。 ※1 業務委託契約約款 第20条 第5項 ※2 業務委託契約約款 第20条 第3項
4	再委託先が取得した資産はどのように登録するのか。	再委託先が企業・公益法人等であれば資産はNEDO帰属となるので、委託先が登録手続きを行い*ます(再委託先は委託先へ資産登録情報を提出する)。 ※ 業務委託契約約款 第2条 第2項
5	再委託先が大学や独立行政法人の場合、取得資産の登録は必要か。	大学・独立行政法人との契約において取得と同時に大学等帰属となる約款であれば、登録は不要です。
6	取得した資産の登録期限はどうなるのか。	資産取得月の翌月第5営業日迄としております。 但し、12月に取得した場合、翌年の1月ではなく、12月の最終営業日になりますので、ご注意願います。

	質 問	回 答
7	受託者管理番号とはなにか。	受託者管理番号とは資産登録時の入力必須項目で、事業者が自社内で資産管理を行うための番号です。 仮に事業者がそのような番号体系をもっていない場合にはプロジェクト(PJ)独自の管理番号を付番してください。
<2-2資産登録時の留意点(1)取得価額 消費税の取扱い>		
1	今回の研究開発等の取得価額における消費税の取り扱い変更は、助成事業にも適用されるのか。	委託事業のように事業者が取得した資産の所有権が移転してNEDO帰属になる場合に適用されるため、初めから事業者が資産が帰属する助成事業には適用されません。
2	取得価額における消費税の取り扱い変更は、事業者が大学や国研であっても適用されるのか。	事業者が取得した資産の所有権が移転してNEDO帰属になる場合に適用されますので、初めから事業者が資産が帰属する大学や国研の資産には適用されません。但し、特別約款等でNEDO帰属となる資産の場合は適用されますので、ご注意くださいをお願いします。
3	登録済みの資産を譲り受ける際の手続きに変更はあるか。	委託事業で取得した資産をNEDOから有償譲渡する際には、取得価額に正しく消費税額が加算されているか確認するため、当該資産の取得に要した費用が記載された月別項目別明細表を提出していただきます。委託事業で取得した資産を助成事業に転用するために貸与契約を締結する際にも、当該資産の取得に要した費用が記載された月別項目別明細表を提出していただきます。
4	免税事業者の場合は、取得価額に消費税を加算する必要はないのか。	免税事業者であっても、外部調達された資産で消費税を支払っている場合には、税込額を取得価額として登録していただきます。自社製作品の内部労務費のように免税事業者が消費税を負担していない不課税費用については消費税を加算する必要はありません。
5	輸入品の取得価額は、消費税抜き本体価額に輸入消費税を加算すれば良いか。	輸入品の場合は、本体価格、輸送費用、関税等の合計額(国内消費税および輸入消費税抜き)に国内消費税を加算した金額を取得価額とします。
<2-2資産登録時の留意点(1),(2) 取得価額、取得日>		
1	委託先等の自社内から調達を行い利益排除した場合の取得価額は、排除前、排除後、どちらになるのか。	利益排除後の価額に消費税を乗せたものが取得価額となります。
2	取得資産を一式として登録する場合で、複数回に渡ってパーツを取得するときの取得日はいつになるのか。	最後に納品された資産の検収を行った日が取得日となります。
<2-2資産登録時の留意点(3) 耐用年数>		

	質 問	回 答
1	研究期間が1年間のとき、登録する資産の「使用可能年数」や「耐用年数」も1年と考えるとよいのか。	「使用可能年数(期間)」は、その物品を取得後その用途に使い続けることが出来る年数(期間)を言い、研究期間の長短とは関係ありません。「使用可能年数(期間)」は財務省令で定められる「耐用年数」に相当します。
2	金型を研究資産として登録する場合、耐用年数は2年としていいか。	NEDO事業において使用する金型は研究開発を目的とするため、大蔵省令別表第6に定められている「工具」に該当すると考えます。耐用年数は4年となります。
3	NEDO事業のために建設した建物は耐用年数5年でよいのか。	建物本体については研究開発用途として建物自体に特殊仕様が施されている場合等については別表第6を適用の余地がありますが、それ以外については別表第1が適用されます。個別事項についてはご相談をお願いいたします。
＜2-2資産登録時の留意点(4) 資産の登録単位ほか＞		
1	1つ1つの価額が50万円未満でも、複数資産を一式として登録できるのか。	個別のパーツの価額で判断するのではなく、一つの機能を有する資産の単位で判断し、50万円以上(消費税込み)のものを登録します。
2	登録単位は用途によって異なるのか。	例えば、一式となる分析装置と制御用コンピュータを取得する場合には登録単位は一体となるが、分析装置とコンピュータそれぞれの用途としての取得であれば、別々の登録になります。
3	登録済み資産に改造を加える場合、すべて資産登録が必要か。	登録済み資産の改造については、10万円以上(消費税込み)の場合に資産登録が必要です。
4	登録済み資産の改造を登録する際の資産名称はどうすれば良いのか。	登録済み資産の改造を登録する際の資産名称は原則として基になる資産名に改造を付記して登録します。 例：○○装置改造、○○設備の改造 改造内容を記載したい場合は、上記資産名称末尾に(○○機能追加)と追記いただくか、規格又は型番等への記載をお願いします。改造が複数になる場合は、改造1、改造2と番号を付記しても構いません。
5	自社資産の改造を行った場合、資産登録はどのようになるのか。	NEDO資産以外の装置等を改造することは改造とは見なさず、50万円以上であれば新規取得資産として登録が必要です。 この場合、資産名称は『付帯』を付けて「□□付帯設備」(□□は自社の資産名称)等にします。『改造』の文字は使用しないようお願いします。なお、50万円未満であれば登録不要です。新規取得資産の内容を記載したい場合は資産名称末尾に()書きされるか、規格又は型番等に記載下さい。

	質 問	回 答
6	共同研究での取得資産の登録について、持ち分が各1/2のとき、取得価額60万円であれば、30万円、60万円どちらで登録の要否を判断するのか。	登録の要否は、持ち分割合にかかわらず取得価額で判断します。今回の例では取得価額60万円でご登録願います。登録後は自動計算にて「NEDO持分30万円」と表示されます。
7	ソフトウェアは資産登録の必要があるのか。	ソフトウェアとして登録することはありません。ただし、NEDO資産の装置類に組み込まれたり、付属して一体として機能するものは装置としてそのソフトウェアの金額を含めて資産登録します。 なお、自社製作(外注を含む)のソフトウェアで著作権が発生するものについては、NEDOに著作権登録をお願いします。
＜2-2資産登録時の留意点(5) 建設仮勘定、試作品＞		
1	複数年度に渡って取得するものは建設仮勘定で処理することになるが、その登録はどのように行えばよいのか。	資産登録の際、勘定科目に建設仮勘定を選択し、稼働予定年月を入力してください。
2	建設仮勘定に登録した資産については、完成時には、今一度内容を変更する(とりまとめる)必要があるのか。	原則、研究開発に機能する資産の単位にNEDO側でとりまとめて登録を行います。 但し、事業者の管理上建設仮勘定として登録した複数の資産をそのまま本勘定に振り替えたい場合は、それぞれを本勘定に振替えたうえで装置番号を各々に付加して結びつけることが可能です。この結びつけはNEDOで行うので、その際はプロジェクト担当者にご相談願います。
3	建設仮勘定で登録したものが最終的に一式そろって竣工検査ができたなら、どのような手続きを行えばよいのか。	NEDOにおいて本勘定への振り替え処理を行うため、プロジェクト担当者に竣工日及びそのエビデンス、振替後の勘定科目(機械装置等)など必要情報をご連絡願います。同時に取得価格の修正が必要な場合は、修正後の取得価格とそのエビデンスの情報も必要です。
4	試作を目的として製作した機械装置等は、試作品として資産登録は不要か。	機械装置等を製作し、その製作の目的が製作過程における知見の取得又はそれ自体の耐久試験であり、かつ完成後1年未満で廃棄する場合は、NEDOでは試作品としての取扱いが可能で、資産登録は不要です。ただし、試作目的であっても取得価額が50万円以上(消費税込み)で完成後1年以上使用する場合は、資産登録を行ってください。 なお、実際に稼働していなくても、展示品として展示している場合や倉庫等に休眠状態で保管されている場合も使用に当たり、展示期間や保管期間を含めて完成後1年以上となる場合には資産登録が必要となります。 ※ 委託業務事務処理マニュアル(2023年度) (P79、P187)

	質 問	回 答
5	一旦製作した後も絶えず改良を行う機器は、試作が継続していると考えられるので、1年以上継続して使用する場合でも資産登録は不要か。	絶えず改良を実施する場合でも、最初の完成後継続して1年以上使用する場合は、NEDO資産として登録する必要があります。以後の改良で当該機器の価値を高めるものは、「改造」として資産登録します。 上記運用は、本来NEDO資産登録の対象となる機器であっても「試作」という特殊な目的のために製作し、かつ短期間のみ使用するものは例外とするという考え方によります。1年以上継続して使用する物は税法上の資産とみなすべきですので、資産登録の対象となります。
6	試作品を製作し、製作後1年以上保有する予定であるが、事業終了まであと1年未満であるため、資産登録はしなくて良いか。	事業終了後も試作品の完成後1年以上保有することが見込まれる場合は、事業期間内に資産登録していただき、事業終了時に原則有償譲渡となります。事業終了後に完成後1年以上保有していることが判明した場合、完成日に遡って資産登録のうえ事業終了時点の残存簿価で有償譲渡させていただきます。
<2資産登録(その他)>		
1	一体のものとして登録する資産の一部が屋外にある。この場合の登録は屋内又は、屋外のどちらになるのか。	主たる資産があるところでご登録願います。
2	研究期間の残りが1年未満の場合にも資産登録を行うのか。	取得価額が50万円以上(消費税込み)且つ、使用可能期間(耐用年数)が1年以上のものであれば、残り研究期間の長短を問わず登録を行います*。 * 業務委託契約約款 第20条 第1項 及び <2-2資産登録時の留意点(2) 耐用年数>質問1
3	海外の資産の登録は、住所の表記等どのようにすればよいのか。	郵便番号は、“〒999-9999”を入力、また、住所は全角アルファベットで表記してください。
<3-1損害保険・固定資産税>		
1	損害保険は、どのタイミングで付保登録すればよいのか。	資産登録と同時に登録します。また、期中での追加付保も可能です。
2	複数年度契約プロジェクトの場合も、損害保険の付保は単年度ごとか。	年度毎となっており、毎年12月頃にプロジェクト担当者から翌年度の付保有無について確認依頼をします。これにご回答願います。
3	共同研究の場合、自社持ち分もNEDOと一緒に保険を付保してくれるのか。	希望する場合は、付保登録時に「共同研究先持分NEDO保険」にチェックを付けてください。保険料支払いについては、保険会社から共同研究先あてに請求書が直接送付されます。 なお、自社で独自の保険を掛けても構いません。

	質 問	回 答
4	海外資産の保険付保の手続きはどのようにするのか。	事業者において保険契約手続きを行っていただきますが、保険内容についてはプロジェクト担当者にご相談願います。損害保険料は委託経費に計上となります。
5	資産の一部が故障により使用できなくなったが、どのような対応をしたらよいのか。 また、劣化・摩耗による場合はどうか。	プロジェクト担当者に速やかに連絡のうえ「事故速報」をご提出 ^{※1} 願います。補償対象の事故(故障)であれば保険金により復旧 ^{※2} します。補償対象外であればプロジェクト担当者に対応を相談願います。詳しくはNEDOホームページ「委託事業の手続き」のうち「損害保険の付保について」をご覧ください。 劣化・摩耗は補償対象外ですので、修理費等で対応することになります。 ※1 業務委託契約約款 第22条 第2項 ※2 業務委託契約約款 第22条 第4項
6	50万円未満の資産が事業者帰属となるということは、固定資産税は事業者が負担することになるのか。	そのとおりです。事業者にて申告・納税してください。
＜3-2設置場所変更・管理＞		
1	資産の設置場所を同じ敷地内や建屋内で移動する場合(別の建屋への移動、別のフロアへの移動、同じフロアで別の部屋への移動等)でもNEDOへ連絡をする必要があるのか。	同じ敷地内や建屋内の移動においても、資産登録情報(建物情報)の変更が生じる場合は、NEDOプロジェクトマネジメントシステムから移設登録を行ってください。 税法上の問題だけでなく、保険をかけている場合、保険会社への報告内容に齟齬が生じるため、事故発生時に補償されない場合があるためです。
2	NEDOに登録しない50万円未満の資産は自社のリスト等で管理すればよいのか。	実施しやすい方法で管理 [※] 願います。 ※ 業務委託契約約款 第20条 第2項
3	資産を一式で登録した場合、その内訳の管理はどこで行うのか。	事業者において管理願います。(資産標示票は1枚しか発行されません。)
4	再委託先や共同実施先の取得資産については、委託者が取りまとめを行なうのか。	再委託先分 ^{※1} 及び、共同実施先の取得資産は、委託先事業者において一元的に管理を行います ^{※2} 。 ※1 業務委託契約約款 第2条 第2項 ※2 業務委託契約約款 第2条 第4項
5	登録済の資産登録情報に修正事項が生じた場合、どのように対処したらよいのか。	早急にプロジェクト担当者に連絡してください。 なお、NEDOプロジェクトマネジメントシステムから資産登録情報修正の届出は出来ません。

	質 問	回 答
6	<p>資産の管理について、約款 第20条 第5項では、「乙(委託先)は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲(NEDO)の承認を得た場合は、この限りではない。」との但し書きはどんな場合か。</p>	<p>資産の「共用使用」※と言い、例外的なものですが、例えば、NEDOの別事業でも使いたい時、本来の事業に差し支えない場合に使用を認めることがあります。 ※ 委託業務事務処理マニュアル(2023年度)(P194、P195)</p>
7	<p>弊社では、現在、2つのNEDO事業を行っている。事業Aで取得した分析装置を事業Bで使用することは可能か。(共用使用に関する質問)</p>	<p>「委託先(乙)は、取得財産(研究開発資産)を委託業務以外の目的に使用してはならない。」(約款第20条第5項)とありますが、NEDO(甲)の承認があれば使用(共用)できます。承認する条件は、共用する事業(共用使用先)は同じNEDO事業であること、共用される事業(共用使用元)に影響がないこと、共用使用にかかる実費や修理費は、共用使用先が負担すること等です。 ご質問のケースでは、事業A、B共にNEDO事業であり、共用使用元(事業A)で事業(研究)に影響がなければ可能だと思います。詳細は、プロジェクト部に相談してください。</p>
<p><4-1事業終了後の資産譲渡等></p>		
1	<p>事業終了後の有償譲渡について、資産の買い取り価額はいつ時点の残存価額か。</p>	<p>「事業終了時点」の残存価額となります※。 ※ 業務委託契約約款 第20条の2 第3項</p>
2	<p>買い取り予算確保のため、事業終了前に買取価格の概算を知りたいが誰に聞いたらよいのか。</p>	<p>プロジェクト担当者にお問い合わせください。</p>
3	<p>助成事業または継続研究で使用するための貸与契約終了時も資産は買い取りが必要か。</p>	<p>貸与契約書の規定のとおり、買い取りが必要です。</p>
4	<p>現物出資とはどのような制度なのか。</p>	<p>研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を推進するため、研究開発の成果を事業活動において活用しようとする事業者を一定の要件のもと現物出資により支援する制度です。 詳細はプロジェクト担当者にお問い合わせください。</p>
5	<p>社団法人・財団法人の制度が変更となったが、無償譲渡を受けられるのはどの法人か。</p>	<p>無償譲渡の対象となるのは、公益社団法人、公益財団法人、及び一般社団法人と一般財団法人であって非営利型法人であるもの(普通法人以外)、となります。</p>

	質 問	回 答
6	無償譲渡の条件に、継続して研究を実施する場合とあるが、どの程度関連していればよいのか。	NEDO事業の関連分野の発展に資する研究を実施する場合があります。別分野の研究の場合には該当しません。
<4-2資産譲渡等手続き>		
1	利活用や譲渡等の検討はいつ頃から開始すればよいのか。	プロジェクトの内容によりますが、およそ最終年度に入ったらプロジェクト担当者と打合せを始め、研究終了4カ月前頃には利活用や譲渡等の方法が決まるよう調整をしてください。規模の大きい撤去工事がある場合にはもっと早くから予算手当て等の準備が必要になります。
2	供用換えの考え方を教えてもらいたい。	供用換えとは、実施中である他のNEDO事業へ転用することであり、御社や別の企業が参加する事業において資産を有効に活用することです。手続きはNEDO内で行うので、要望があればプロジェクト担当者に連絡し、ご相談願います。
3	事業終了後、新たに始まるプロジェクトにて資産を使用(供用換)したいと希望している。この場合、どうしたらよいのか。	事業終了までに転用を予定している事業の採択通知が出ていない場合には、通知後に供用換えの手続きを行います。ただし、手続きには期限を設けておりますので、プロジェクト担当者に確認して下さい。なお、転用を予定していた新規プロジェクトが不採択となった場合は、当該資産を事業終了時の残存価格で買い取っていただきます。
4	供用換を予定している事業が助成事業であるが、この場合の注意点は何か？	委託事業で取得した研究開発資産を供用換して助成事業で引き続き使用するためには、①供用換、②貸与契約、 の二つの手続きが必要 です。なお、供用換開始日は、貸与契約期間開始日と同日またはそれ以降になります。
5	有償譲渡の手続きや支払時期はいつ頃になるのか。	最新の約款では、①確認書、②請求書、③支払いの手続きとなり、支払い時期は、事業終了1ヵ月後(翌月)に代金支払い・所有権の移転となります。また、貸与期間終了時の処分方法が記載された「資産譲渡一覧表」が添付されている貸与契約では、事業(契約)が終了すると、請求書送付、支払いの手続きを進めます。支払い時期は、事業終了1ヵ月後(翌月)となります。
6	廃棄はどのような場合に認められるのか。またその費用はだれが負担するのか。	<p>廃棄は、妥当な理由がある場合に限り、原則として委託先の負担で行います。ただし、(1)事業目的達成後に解体撤去することが前提となっているモデルプラント、(2)第三者の敷地に設置された資産で、事業目的達成後の敷地の速やかな原状回復が求められ、上記と同様に妥当な理由がある場合、などについては、例外的に委託事業の一環として解体撤去(廃棄)を実施することができます。</p> <p>廃棄が認められるためには、①機能が著しく低下している②劣化等により原状回復には過大な費用を要するなどの妥当な理由が必要です。</p> <p>資産を廃棄する場合には現況の確認等が必要です。廃棄を希望する資産がある場合、早めにプロジェクト担当者にご相談下さい。</p>

	質 問	回 答
<4-3有償譲渡価格の算定>		
1	共同研究で取得した資産について、NEDOと自社とで償却の方法が異なってもよいのか。	各々の会計処理によることで問題ないと考えています。
2	残存価額の算出は年単位又は、月単位なのか。	月単位で償却計算 [※] しています。 ※ 業務委託契約約款 第20条の2 第4項
<5その他>		
1	大学の場合、取得時から大学帰属となるが、耐用年数の決定や損害保険の付保等の管理については、大学のルールで行ってよいのか。	そのとおりです。
2	資産標示票の再発行はどちらに依頼したらよいのか。	プロジェクト担当者に依頼してください。
3	有償譲渡の予定であるが、事業終了時点から連続して使用したい時は、どうすれば良いのか。 (例)2月末終了、3月初めから使用	事業終了後、資産を有償譲渡(買い取り)される前提で、委託業務に関連して使用する場合、委託期間終了後もお使いいただけます [※] 。 ※ 業務委託契約約款 第20条の2 第2項
4	補助金を原資とする資産を処分する場合、NEDOにおいて大臣承認申請が必要とのことだが、該当する資産かどうか知るにはどうしたらよいのか。	プロジェクト担当者にご確認願います。
5	大臣処分承認申請の承認期間はどのくらいかかるのか。	およそ1ヵ月から2ヵ月間を目途としています。過去には大臣承認までに4ヵ月間かかった例もあります。

<NEDO総務部資産管理室研究資産グループ作成>
お気付きの点がございましたら、下記にご連絡をお願い致します。
メールアドレス; shisan@ml.nedo.go.jp